日薬業発第４７６号

平成２４年２月１０日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会

会長　児玉　孝

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部改正について

（ポイント付与を原則禁止することに関する答申）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険薬局等における一部負担金の受領に応じたポイント付与を原則禁止することが中央社会保険医療協議会（中医協）で了承されたことにつきましては、平成23年11月4日付け日薬業発第335号にてお知らせしたところですが、本日開催された中医協において、別添のとおり答申されましたのでお知らせいたします。

ただし、当初の予定では平成24年4月1日より施行することとなっていましたが、パブリックコメントとして寄せられた意見などを踏まえ、周知および準備の期間を十分設けるため、同10月1日を施行日とすることに変更されました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜別添＞

１．答申書〈抄〉

２．中医協資料（平成24年2月10日、総会）

中医協 総－７－３ ２４．２．１０

平成２４年２月１０日

厚生労働大臣

小宮山　洋子　殿

中央社会保険医療協議会

会　長　　森田　朗

答　申　書(案)

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部改正について）

平成２４年１月１８日付け厚生労働省発保0118第１号をもって諮問のあった件のうち、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部改正（経済上の利益の提供による誘引の禁止）については、別紙１から別紙３までのとおり改正案を答申する。

別紙２

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）

【平成24年10月１日施行】

改　正　案	現　行
（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二条の三の二　保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて、当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。	（新設）

別紙３

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【平成24年10月１日施行】

改　正　案	現　行
（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二条の四の二　保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。	（新設）
（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二十五条の三の二　保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて、当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。	（新設）

保険薬局における一部負担金に対するポイント付与禁止に関する考え方

保険薬局における調剤一部負担金に対するポイント付与については、昨年の中医協で以下の考え方が示された。

平成23年11月2日　中央社会保険医療協議会　資料（抜粋）

（２）対応案

○　一部負担金等の受領に応じて、専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則としてはどうか。

○　一方で、現金と同様の支払い機能を持つ、クレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払に伴い生じるポイントの付与は、これらのカードが患者の支払の利便性向上が目的であることに鑑み、やむを得ないものとして認めることとしてはどうか。

○　これらについては、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を改正することとし、各薬局等における準備期間も必要であることから、施行は平成２４年４月１日としてはどうか。

⇩

・現在調剤ポイントを付与している事例が相当程度あった。
・禁止規定を明確化した上で、保険薬局における周知及び準備の期間を十分に設けるために、一部改正については、**平成２４年１０月１日**を施行日としてはどうか。